

新潟市

中央

農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



内藤浩一農業委員(左)と西脇護さん(右)

のうぎょうびと 地域で頑張る農業人

今回ご紹介する方は、江南区鐘木で水稲とハウスによる葉物の通年栽培で複合農業を営む西脇護さんです。葉物は、ホウレンソウが主体ですが、8月と9月の暑い時期と1月と2月の寒い時期は小松菜を栽培し、耕作面積25aで通年栽培を行っています。取材当日は梅雨の合間の暑い日でしたが、ハウスの中は順調に生育するホウレンソウの緑が鮮やかでした。

～～～最終ページに西脇護さんの記事が続きます。～～～

農地パトロールを実施しました

7月に管内を3地区に分け農業委員・農地利用最適化推進委員が、耕作放棄地や無断転用等の実態および利用状況の調査のため農地パトロールを実施しました。

農地を適正に管理していない土地所有者には、適正に管理するように指導しています。

耕作放棄地は病害虫・鳥獣害の発生や産業廃棄物の不法投棄を誘発し、悪くすると廃棄物から火災が発生するケースもあります。地域に迷惑がかかるだけでなく一旦荒廃すると農地として再生することが難しくなります。

自分では耕作できない、農地を使ってくれる方が見つからないとお困りの方は、農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局にご相談ください。

農地パトロールと
検討会議の様子



新潟市6農業委員会第4回委員研修会

令和最初の新潟市6農業委員会第4回研修会が、6月3日に江南区文化会館で開催されました。

前半の研修会では、新潟市農林水産部・農林政策課担任手育成室の金子賢治室長が、『農地の集積・集約の推進と農業委員会に期待すること』について説明しました。これを受け西蒲区農業委員会の農地利用最適化推進委員の長谷川一利委員が『農地中間管理事業を活かした、西蒲区打越地区のほ場整備事例』（二区画20aを1haへの大区画へ）を報告しました。

後半は、基調講演として横浜国立大学及び大妻女子大学の田代洋一名誉教授から『農地政策の展開と農業委員会活動への期待』の講話がありました。



講演中の田代名誉教授

農業委員会が必須業務として、農地等の利用最適化の推進に係わるに至った経緯を踏まえ、最適化とは何か、何のための最適化か、「人・農地プラン」の実質化をどう図るか、そこで新潟県らしさをどう追及するかを主題に進められました。

老後の安心は国民年金+農業者年金

加入資格・60歳未満の国民年金第1号被保険者
・農業に年間60日以上従事している方

※詳細はお近くの

JA・農業委員会事務局または下記HPへ

<http://www.nounen.go.jp>



購読しませんか?

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1か月700円
- ★購読の申込み先



農業委員・農地最適化推進委員
農業委員会事務局まで (TEL382 - 4966)

農業経営基盤強化促進法による「貸借・売買・交換」

農地の賃貸借・売買・交換は、農地法による許可のほかに
農業経営基盤強化促進法でも行えます！

制度の特色

【農地の貸し借り】

- ・賃貸借の契約期間が終了すれば農地は自動返還されます。
- ・合意すれば賃貸借契約の更新が可能です。

【農地の売買・交換】

- ・一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。
- ※譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置



制度の要件

【借り手・買い手要件】

- ・自ら耕作すること。(不動産業者が介入していないこと)

【土地の要件】

- ・取得面積が概ね10 a以上であること。(隣接の既存農地を含めることも可)
- ・借り手の経営面積が50 a以上であること。
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で260 a以上であること。

届出に必要な書類等

- 利用権設定申請書 (農業委員会事務局にあり)
 - ・貸し手(売り手)、借り手(買い手)の双方の申し出であること。
 - ・貸し借りは、土地の地番が特定可能なこと。
 - 認印
 - 売買・交換は土地の登記簿謄本 (法務局交付の全部事項証明書)
- ※代理申請の場合は、事前にご相談ください。



お問合せ先 農業委員会事務局 農政振興係 ☎382-4966

重要

償却資産(固定資産税)の申告が必要です！

ビニールハウスや農機具(自動車税・軽自動車税の対象を除く)など事業のために所有している資産は、確定申告とは別に固定資産税の申告が必要です。

令和2年1月1日現在の所有状況を記載した申告書を、令和2年1月31日までに市の固定資産税の窓口へ提出してください。詳しくは下記までお問合せください。

お問合せ・申告先

新潟市 市税事務所 資産税課 償却資産係
 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
 ☎025-226-2277(直通) Mail: shisanzei.to@city.niigata.lg.jp

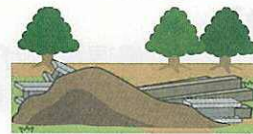


農地を転用するときは農地法の許可が必要です！

～農地は一度転用されると元に戻すことが困難です。転用は慎重に～

- 市街化調整区域の農地を以下の農地以外に転用する場合、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
 - 資材置き場や建設残土の捨場にする
 - 農業用施設を建てる
 - 青空駐車場にする
 - 太陽光発電施設を設置するなど
- ※一時的に利用する場合も転用になります。



- 転用の許可方法は2種類あります。

- 農地の所有者等がその農地を転用する場合 (農地法第4条)
- 農地の所有者から農地を買うまたは借りて転用する場合 (農地法第5条)

- 市街化区域内の農地の転用については、許可は不要ですが転用の届出が必要です。

※許可を受けずに転用された農地は、基本的に追認の許可はされません。転用を行う前に許可を受けてください。

※無断転用及び許可内容と相違する場合は農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下の罰金の適用もあります。(農地法第64条)

お問合せ先 農業委員会事務局 農地係 ☎382-4974

相続等によって農地の権利を取得した場合は届出を

- 農地法の許可を必要としない以下の理由で農地の権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要になります。

- 相続 (遺産分割・包括遺贈を含む)
- 法人の合併・分割
- 時効
- など

お問合せ先 農業委員会事務局 農地係 ☎382-4974

各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます

ホームページアドレス <http://www.city.niigata.lg.jp/> から **農地法** で検索してください。

使ってみませんか無煙炭化器

江南区産業振興課では、稲わらや果樹剪定枝の煙害対策として、平成27年から無煙炭化器を無料で貸出しており、効果が認められクチコミで利用者が年々増えているとのことです。毎年無煙炭化器を利用している窪田梨果園（江南区茅野山）さんが、ただ今使用中という情報を聞きつけ、利用者の声をお伝えしようと、小雨まじりの梅雨空のもと訪ねてみました。

無煙炭化器の中では梨の剪定枝が、静かに熱く燃えています。作業中の窪田梨果園の小熊穂高さんに使った感想を伺ったところ、「うちは梨の剪定枝などを無煙炭化器で燃やし、炭を果樹園や畑にすき込んでいます。殺菌作用と酸性土壌の改良に効果を実感しています。それに果樹園では、モグラが出るとその後ネズミが来て、根をかじるといわれていますが、実際に以前は根をかじられて困っていました。炭をすき込んだら匂いが嫌とみえ、ネズミは寄ってきませんし大助かりです。」との返答があり、思いもよらぬネズミ退治の効果が驚きました。

最近は無煙炭化器の評判が広がり、南区役所や一部のJAでも貸出しを始め、個人や団体等で購入する方もいらっしやいます。新潟市では環境保全型・資源循環型農業を推進しています。環境と人にやさしい無煙炭化器を是非ご活用ください。

お問合せ 江南区産業振興課 ☎025(382)4816



無煙炭化器の中で燃える梨の剪定枝

炭を使って健康野菜の栽培を！

炭の効果

- ①酸性土壌の改良
- ②通気性・保水性・排水性の改良
- ③有益な微生物との共生関係を仲立ち
- ④根がしっかり張る
- ⑤樹木にも効果

炭の使い方

- ①1a(1畝)⇒20kg, 1㎡⇒200g
- ②炭をできるだけ細かく粉砕し、堆肥など土の中にすき込みます。
- ③1週間ほどおいて播種・植えつけをします。

～観公対策・火災予防に～
おさんだんりや
「無煙炭化器」 無料貸出しています。
 ★枯竹・枯枝・植物残などを少ない煙・短時間で炭化・炭出すことができます
 ★できた炭を使って土壌を改良することができます
 お問い合わせは 江南区産業振興課 [025-382-4816] へ

新潟市江南区
産業振興課

新旧現 新之助登場!!

歌舞伎役者の市川海老蔵さんが親子（子、堀越勲玄くん）が、6月9日江南区で新潟県の新ブランド米、新之助の田植えをしました。テレビでご覧になった方も多いかと思いますが、江南区という言葉にどこかと思入り、背景に写し出された男性陣に見慣れた顔が・・・えっ、と思われた方もおられたのではないのでしょうか。海老蔵さん親子は、

虎澤会長の田んぼにいました。そこで虎澤会長にお話を伺いました。

県から芸能人が田植えをするので協力してほしいと依頼され、応じたものの極秘ということで誰が来るか知らせてもらえなかつたそうです。田植えの当日、予定の数時間前に誰なのか教えてもらい、ただただびっくりにしたとのこと。現れた親子を見てこれまでの経緯に納得するとともに、海老蔵さんが放つオーラに圧倒されたそうです。

海老蔵さんに苗の植え方を教えようとしたところ、「植えればいんですよ。」と、苗に指を添え手際よく植えるさまには驚かされ、幼い頃から伝統芸能を目と耳で会得してきたせいなのか、動体視力・観察力に卓越した能力を感じたと、感慨深げに語られました。

なお来年5月、海老蔵さんは十三代目市川團十郎に、勲玄くんは八代目市川新之助を襲名し、その後全国主要都市で襲名披露興行が予定されています。

農業人の紹介

西脇 護さん(36)

現在の経営状況

水稲10ha 枝豆25a
ハウレンソウと小松菜(延作付面積25a×6回転)

就農のきっかけ

大学卒業にあたって、とりあえず家業である農業をやってみようと思いました。当時すでに、現在のよう
に水稲とハウスによる葉物の通年栽培で営農しており、飛び込んでみたら、はまったというか、やりがいを感じ、気が付いたら専業農家になっていました。

日々思うこと

農業は失敗しても他人に迷惑が掛からないのがいいですね。チャレンジしやすいし、自分の判断でやれるのがいい。葉物栽培は、生育期間が短く通年栽培が可能なので、作りたい時だけ作れるのも魅力です。ハウスの通年栽培で大切なことは土作りだと感じています。ハウレンソウは酸性の土壌を嫌いますし、夏場と冬場の各2ヶ月は小松菜を栽培していますので、土の管理は怠りません。当初は土壌診断をよくやっていましたが、近年は感覚的にだいたいどんな状態なのか判

断できるようになり回数が減りました。しかし土壌診断では特段問題がなくても、夏になると特に水はけと保水力の調整には難しさを感じます。水はけと保水力、土と同品種の連作、作業手順などを考察すれば生産性を高める余地があると感じています。

60代の両親と夫婦4人で営農しています。水稲の時期は、主に私が田んぼ、親がハウスというように管理を分担し、私は水稲作業の合間に葉物等に係っています。葉物等の栽培で手間の大部分は収穫にあります。夏場の栽培は、今の人手があるうちは続けたいと思っています。

葉物栽培の拡大と10年後について

葉物栽培の拡大は考えられないです。あくまでも水稲を中心に考えていますから。両親が仕事をできなくなったら・・・それに応じて対応することになるでしょうから・・・なるようになりますよ。

内藤浩一農業委員の話

西脇家は、親子夫婦4人が農業に専業し、曾野木地区では屈指の経営規模を誇る農家です。護さんは地元大学の農学部出身で地域をけん引する担い手として注目の存在です。



収穫中の西脇さん

農地の賃借・売買等は農業委員会で

農地法に基づく申請・届出締切日(10月～3月) 許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
10月	10日(木)	4日(金)	11月	11日(月)	5日(火)	12月	6日(金)	5日(木)	1月	10日(金)	7日(火)
		15日(火)			13日(水)			13日(金)			16日(木)
		23日(水)			21日(木)			23日(月)			24日(金)
2月	7日(金)	5日(水)	3月	9日(月)	5日(木)	※農地の賃借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または中央農業委員会事務局にご相談ください。					
		14日(金)			13日(金)						
		25日(火)			24日(火)						